

1 計画策定の趣旨

佐賀県では、平成26年（2014年）3月、消費者が安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的に「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」を制定しました。

さらに、同条例が制定されたことに伴い、食の安全・安心の確保に関する施策の基本的な方針や施策を、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）における4年間で、総合的かつ計画的に推進するために「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」を策定し、計画に沿った取組を行ってきました。

基本計画期間中における我が国では、平成27年（2015年）に、JAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示にかかる規定を「食品表示法」へ一元化し、食品表示に対する監視力の強化を行いました。

また、食品衛生の面では、食品衛生法においてHACCPが義務化されるなど、食をとりまく環境変化や国際化に対応してきました。

こうした中で、我が県においても、現在の基本計画を進めていく中で得られた成果や課題を踏まえ、また、健康で安心できる豊かな県民生活を実現するため、「第2次佐賀県食の安全・安心推進基本計画」を策定します。

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例における 「基本計画」に関する規定

（基本計画）

第8条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全・安心の確保に関する施策についての基本的な方針

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

2 計画の位置づけ

この計画は、同条例第8条に基づき、本県における食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方針や施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものです。

策定に当たっては、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映させるため「佐賀県食品安全推進会議（平成15年（2003年）設置）」の意見を聴くとともに、パブリックコメント（県民意見提出手続）を実施したところです。

関連する計画

- ・「佐賀県総合計画2015」（平成27年度（2015年度）～30年度（2018年度））
- ・「佐賀県食品衛生監視指導計画」（毎年度）
- ・「佐賀県「食」と「農」の振興計画2015」（平成27年度（2015年度）～10年程度）

3 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2022年度までの4年間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより検討が必要な場合には、「佐賀県食品安全推進会議」の意見等も聴きながら見直しを行うこともあります。

4 基本理念

食の安全・安心の確保のための基本理念は以下のとおりです。（第3条）

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 2 科学的知見に基づいて、県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすること
- 3 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすこと
- 4 生産から消費に至る一連の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられること
- 5 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれの相互理解を深め、連携協力を図ること

5 関係者の責務と役割

関係者が果たす責務と役割は以下のとおりです。（第4条～第6条）

(1) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、実施する。

(2) 生産者及び食品関連事業者の責務

- 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に行う。
- その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行う。
- 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努める。